

【社会保障】 とは国が国民の生活の安定を守る仕組み

①保険的方法

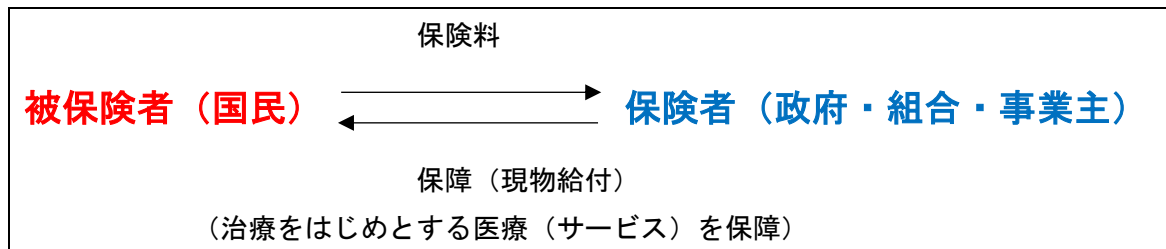
医療保険、介護保険、年金保険、雇用保険、労災保険

②直接公の負担

生活保護 8つの扶助（支援）

生活、住宅、教育、出産、生業、葬祭扶助は現金給付、医療、介護扶助は現物給付

医療保険（健康保険）



医療（健康）保険の種類

①【 】（職域保険）

被保険者：事業者を使用される 75 歳未満の者（会社員、公務員など） 7500 万人

保険者：協会けんぽ（全国健康保険協会管掌健康保険）＞組合健保（組管掌健康保険）種々の共済組合＞船員保険

②【 】（地域保険）

被保険者：個人事業主、無職者、退職者、3 ヶ月以上滞在する外国人 3500 万人

保険者：各市町村、特別区（都道府県：H30 年度から）、国保組合

③【 】制度

被保険者：75 歳以上は自動的に

保険者：後期高齢者広域連合

運営費用は

公費（国・都道府県・市町村）が 5 割

各医療保険者からの支援金「現役世代支援金」が 4 割

直接納付の保険料（年金から天引き）が 1 割

介護保険

2000 年 4 月より介護保険制度開始

被保険者：40 歳以上の者。

【 】は第 1 号被保険者

【 】は第 2 号被保険者

保険者：【 】

要支援

要介護

と判断された場合に給付

介護保険の**施設**サービス

■ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム：特養）

介護、相談、援助、日常生活の訓練、健康管理を行う。

要介護度 3 以上。入所期限はない

■ 介護老人保健施設（老健）

居宅生活への復帰のために介護、リハビリテーション、医療を受ける。

特養よりリハスタッフ、医師、看護師の配置が多く、入所期間は 3～6 か月

介護保険の**居宅**サービス

■ 【 】

ホームヘルパーが居宅訪問し、入浴・排泄などの介助、掃除などの家事

■ 【 】（デイサービス）

デイサービスセンターに日帰りで通い、入浴・食事の提供、機能訓練など

■ 【 】（デイケア）

老健などに日帰りで通いリハビリ

■ 【 】（ショートステイ）

特養や老健に短期間入所

■ 福祉用具貸与

杖、歩行器、車いすなどの貸与サービス

地域密着型サービス

小規模多機能型居宅介護、夜間対応型訪問介護など

【現状】

①医療従事者の数

第 1 位【 】 第 2 位【 】 第 3 位【 】

あはき順番

第 1 位【 】 第 2 位【 】 第 3 位【 】

※鍼灸師の就業者数は約 11 万人

②医療施設（医療法で決められている）

病院：【 】床以上

地域医療支援病院：【 】床以上（都道府県知事）

特定機能病院：【 】床以上（厚生労働大臣）

診療所：【 】床以下、もしくは0床

③日本の医療の特徴

1. 医師の自由開業制
2. 国民の医療機関選択の自由
3. 国民皆保険制度

【医療経済】

国民医療費： 国民が1年間に医療（保険診療）に使ったお金 → **約40兆**

人口一人当たり約 34 万円/年、国民所得比は 10%強

※含まれない

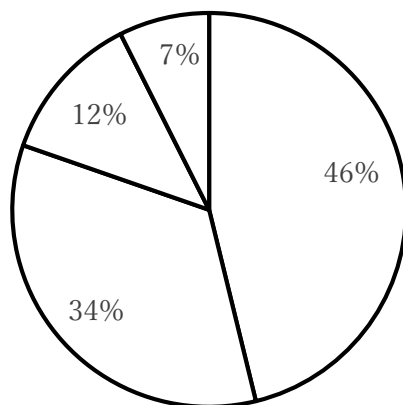
診療報酬費
薬局調剤費
看護費
移送費
自費治療費



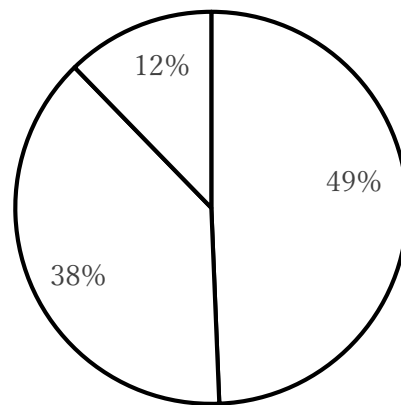
【

正常妊娠、分娩
健康診断
予防接種
義眼、義肢の購入費

制度区分別国民医療費の内訳
(H29 年度)



財源別国民医療費の内訳
(H29 年度)



需要

人口の増大
人口集団の高齢化
高度医療への要求
生活習慣病の増加

供給

医療機関、医療従事者の増加
医療機械の導入
医薬品価格の上昇
過当な供給体制
診療の高度化
診療報酬の値上げ

【倫理】 ルール、規範、モラル、道徳

～医の倫理、世界医師会宣言～

キーワード	内容
ヒポクラテスの誓い	医師の倫理（最古）
ニュルンベルク倫理綱領 （1947）	非人道的人体実験に対する反省 ⇒ヘルシンキ宣言へ
ジュネーブ宣言（1948）	ヒポクラテスの誓いを現代版に
ヘルシンキ宣言（1964）	ヒトを対象とする医学研究の倫理的原則 インフォームドコンセント
アルマ・アタ宣言	プライマリヘルスケア （全ての人々に健康を）
リスボン宣言（1981）	患者の権利宣言 パターンリズムからの脱却

【 】“医師”という専門職集団内部の職業規範

- ①患者の利益第一
- ②致死薬を与えない（安楽死を行わない）
- ③堕胎の禁止
- ④全ての患者を平等に扱う
- ⑤守秘義務（診療上知り得た情報を漏らさない）

【 】（ヒトを対象とする医学研究の倫理的原則）1964 年
ナチス・ドイツの人体実験の反省（ニュルンベルク倫理綱領）

【 】（説明と同意）
十分な説明（情報）を得た上での同意（あるいは拒否）

※インフォームドアセント

小児を対象とした治験における小児自身の納得、同意を得ること。(法的義務ではない)

患者の権利宣言【 】 ⇒ 「医療の主体は患者」

1981 年 ポルトガル リスボンで開催された世界医師会総会で採択

【 】（父権主義）からの脱却

※強い立場の者が弱い立場の者の利益のためにと、本人の意思は問わず介入・干渉・支援すること

医療者は患者の支配者や指導者ではなく、**援助者**であるべき

リスボン宣言

1. 良質の医療を受ける権利
2. **選択の自由**
3. **自己決定権**
4. 意識喪失患者の代理人の権利
5. 患者の意思に反する処置・治療に関する権利
6. 法的無能力者の代理人の権利
7. **情報に関する権利**
8. 秘密保持に関する権利
9. 健康教育を受ける権利
10. 尊厳性への権利
11. 宗教的支援を受ける権利

※コンプライアンスとアドヒアランス どちらも服薬順守の意味

コンプライアンス：医師の処方通りに服薬すること＝**受動的**

アドヒアランス：患者が積極的に治療や服薬に関わり、決定に沿った治療を受ける＝**能動的**

バイオエシックス（生命倫理）（バイオ（生命）＋エシックス（倫理））

科学の発展により生命への人為的な介入が可能になった結果生じた、新しい倫理的問題を研究する学問

～取り扱うテーマ～

- ・生殖医療（人工授精、体外受精、出生前診断）/人工妊娠中絶
- ・再生医療とクローン人間
- ・終末期医療、延命治療、尊厳死、安楽死
- ・脳死、臓器移植